

売上高（収入額）の概念について（たたき台）

売上高（収入額）の概念については、次のとおりとする。また、売上高（収入額）は、原則として、現金の受領時期とは関係なく、商品や製品などを引き渡した時点及びサービスを提供した時点で計上する。

「売上高（収入額）」

商品等の販売又はサービスの提供の対価として得られたものを「売上高（収入額）」（消費税などの間接税を含む。）とし、預金、有価証券などから生じた利子・配当収入、借入金、補助金、土地や建物などの財産を売却して得た収入などは除く。

（取扱い上の例）

受託販売については、販売手数料のみを計上

委託販売については、委託先で販売した実際の販売額（販売手数料を除く）を計上

医療業や介護事業については、医療保険・介護保険からの支払保険料、自己負担分などを計上

自家消費・贈与の場合は、見積り額を計上

など

既存調査における売上高（収入額）の定義について

1 法人企業統計調査：「売上高」

実現主義の原則に従い、商品等の販売又は役務の給付によって実現したものをいう。ただし、長期の未完成請負工事等については、合理的に収益を見積りし（例：工事進行基準）売上高とする。

なお、売上高には酒税等の間接税を含め、売上値引、戻り高を除く。

2 サービス業基本調査：「収入額」

事業所における全事業からの収入額（「経費総額」及び「給与支給総額」を差し引く前の事業上の収入額（消費税を含む。））をいう。ただし、預金、有価証券などから生じた利子・配当収入、借入金、補助金、土地や建物などの財産を売却して得た収入を除く。

（具体的な取扱い例）

不動産の代理・仲介の場合は、代理手数料・仲介手数料等を収入とする。

ニュース取材のみを行う新聞社支局や企業内の研究のみを行う研究所などで企業外部からの収入がない事業所の場合は、収入額は「0」とする。

金銭の貸付を行っている事業所の貸付利子は事業収入とする。

クリーニングや写真（現像・焼付・引伸）などの取次業の収入は、取次先の業者から受け取る手数料のみを収入とする。

修理センターなどで、収入がその事業所に直接支払われず、本社に振り込まれている場合は、実際にサービスを提供している修理センターの収入とする。商品や製品などを家事のために消費したり他人に贈与した場合は、金額に換算した額を収入とする。

営業上又は事業・運営上の現物収入は、金額に換算した額を収入とする。

割賦販売の場合は、すでに入金した額を収入とする。

掛売りの場合は、商品などを引き渡した時に計上した額を収入とする。

予約金を受け取っている場合は、商品などを引き渡した時に計上した額を収入とする。

公益法人等（会社以外の法人及び法人以外の団体）の場合は、事業・活動によって得た収入のほか、事業を継続するための収入（寄付金、献金、補助金、会費、会員や入所者の負担金）及び寺院や神社への寄付金、お布施、賽銭は収入に含む。なお、公益法人等については、平成16年調査では収入額を調査していない。）

3 個人企業経済調査：「売上高」

商品・製品などの販売代金やサービスの提供料金等をいう。消費税などの間接税を含め、売上値引、返品、家賃や地代、利子、配当金、営業資金の売却代などの財

産収入、借入金を除く。

売上高は、現金の受領の時期とは関係なく、商品や製品などを引き渡した時及びサービスを提供した時に計上する。

(具体的な取扱い例)

クリーニング、写真現像などの取次業の場合は取次手数料のみを計上

家事消費・贈与の場合は、見積り額を計上

予約販売の場合は、商品などを引き渡した時点で計上(予約金を受け取った時点では未計上)

委託販売の場合は、委託先で販売した実際の販売額(販売手数料を除く)を計上

受託販売の場合は、販売手数料のみを計上